

令和7年度 第1回宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時: 令和7年7月24日(木) 午後1時30分から午後2時35分まで

場 所: 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席者: 審議会委員8人

大坂純、小山政明、佐々木悦子、菅原壽子、堀毛裕子、松本文弘、翠川洋、
八島定敏

議案等: 議事 審議事項

宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告について

議事の概要

○司会

ただ今より、宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の末永よりご挨拶を申し上げます。

○末永部長

本日は、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。そして、暑い中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

昨年度、本審議会では、新たな「宮城県犯罪被害者等支援計画」について御審議をいただきました。御審議いただいた計画は、今年の3月に策定の上、4月から運用を開始しております。委員の皆様におかれましては、これまで、それぞれのお立場から、丁寧に議論を重ねていただき、改めて感謝申し上げます。

さて、県では新たな「宮城県犯罪被害者等支援条例」や計画策定などの成果を生かし、昨年度中から新たな取り組みを進めてまいりました。例えば見舞金の給付や、啓発事業などを行いました。また、本年5月に開催した「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」では、重要な課題の一つと認識しております、男性・男児の性被害の支援に取り組んでいるドクターを講師として名古屋からお招きし、御講演をいただいたところでございます。

今後も、連絡協議会をはじめとした関係機関との連携体制を生かしながら、支援の充実に努めて参りますので、引き続き、御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、連絡協議会の構成機関・団体等が昨年度に行った支援施策の年次報告について、御審議をいただきます。取りまとめにあたっては、昨年度、委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえ、数値の記載などの工夫をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、今年度の審議会は、来年度以降の計画を策定するため、今回を含め3回の開催を予定しております。皆様には御負担をおかけすることと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

定足数について御報告いたします。本日は、9名の委員中、8名の方に御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本会議は、県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開となります。ただし、令

和 6 年度第 1 回審議会における決定により、議事に不開示情報が含まれるような場合に限り、同条例の規定に基づき、委員の 3 分の 2 以上の多数で決定した場合は、非公開とするという扱いとさせていただいておりました。本日、事務局といたしましては、議事に不開示情報は含まれていないという認識であることから、公開として進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○司会

ありがとうございます。本日、小原委員から欠席の御連絡をいただいております。また竹田委員におかれましては、御所属の宮城県少年補導員協会の会長を御退任されたことに伴い、本審議会の委員を辞されたことを御報告いたします。

(事務局紹介)

○司会

申し訳ございませんが、ここで、環境生活部長の末永につきましては、公務のため、退席させていただきます。

それでは、議事にまいります。ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、議事の審議事項、宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

それでは、「宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告」について、説明申し上げます。

内容の説明に入ります前に、年次報告の整理方法について、御説明します。本年次報告における令和 6 年度の支援施策実施結果の記載の整理については、令和 6 年度に策定した新たな計画に則っています。この計画の計画期間は令和 7 年度となっておりますが、わかりやすさの観点からそのように取りまとめいたしました。

従前の計画における位置づけは、資料 2 において、「旧計画」として記載しています。

なお、新たな計画については、本審議会の参考資料 2 となっており、参考資料 1 としている計画の概要とともに県ホームページに掲載しております。

年次報告は資料 2 として取りまとめており、本日の説明では資料 1 の統括版を使用します。

それでは、資料 1 の説明にまいります。

基本目標 1 は、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」でございます。

「基本的施策 1 安全の確保」として、県では、公益社団法人みやぎ被害者支援センターに

対し、公費負担制度が適用されない性被害者等に対する一時避難場所における宿泊費の助成や、医療費等の助成事業を委託しました。

なお、「第 12 条」は条例の条文番号でございまして、以下同様でございます。

「基本的施策 2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供」として、宮城県警察では、被害者等の精神的負担の早期軽減に向け、宮城県警察犯罪被害者支援室に配置された公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーが犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施しました。実績としては 38 事案、延べ 49 名、251 回でございます。

なお、昨年度の審議会において、複数の委員から数値等の記載があるとよい旨御意見を頂戴しましたので、相談件数等の数値について、公表可能なものについては、可能な限り記載しております。また、資料 2 の年次報告本体においても、数値については分けて記載するなど、明確にしました。

次に、基本目標 2 は「損害回復・経済的支援等への取組」でございます。

「基本的施策 3 居住の安定」として、県では、緊急で現住所を離れる必要がある犯罪被害者世帯からの相談に応じ、即時入居可能な県営住宅を紹介し、転居に繋げました。実績としては 1 件でございます。

「基本的施策 4 雇用の安定」として、宮城労働局では、企業等に対し、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、普及に向けた周知啓発を行いました。

「基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援」として、仙台弁護士会では、仙台地方検察庁、宮城県警察及びみやぎ被害者支援センターからの弁護士取次依頼を受けて、仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターにおいて、犯罪被害者等に対する弁護士選任支援を行いました。実績としては 30 件でございます。

「基本的施策 6 経済的負担の軽減」として、県では、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の御遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給しました。これは、令和 6 年度新規の取組です。実績としては遺族見舞金、重傷病見舞金合わせて 17 件、210 万円でございます。

また、仙台市でも昨年 10 月に条例が制定されたことにより、県内全市町村において、見舞金制度が運用されております。

なお、給付にあたっては、県内全ての市町村において、要件を満たせば県との併給を可として取り扱っているところです。

次に、基本目標 3 は「支援等のための体制整備への取組」でございます。

「基本的施策 7 相談及び情報の提供等」として、みやぎ被害者支援センターでは、宮城県委託業務「性暴力被害相談支援センター宮城(けやきホットライン)」を継続運用しました。実績としては、相談員 26 名体制で、計 847 件を取扱いました。内訳としては、電話相談 556 件、メール相談 46 件、来所・面接相談 42 件、直接支援 203 件でございます。

「基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援」として、県では、性暴力被害相談支援センター宮城におけるカウンセリング助成回数の制限を撤廃することにより、相談支援体制の充実を図りました。これは、令和 6 年度新規の取組です。

「基本的施策 9 人材の育成」として、県では、医療・福祉専門職を中心とした犯罪被害者等支援に従事する方を対象とした、「宮城県犯罪被害者等支援専門職研修会」を開催しました。これは、令和 6 年度新規の取組です。実績としては、令和 6 年 12 月 13 日に仙台市内のフォ

レスト仙台で開催し、講師として、追手門学院大学心理学部心理学科の櫻井鼓教授をお招きし、「犯罪被害者等に必要な支援とは」と題して、御講演を頂きました。出席者はウェブ、会場合わせて 102 名でございました。

また、みやぎ被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援条例を制定している各市町村のうち、5 市を選定して、運用状況や被害者等に接する際の留意点等について共有することを目的とした意見交換会を開催して、共に顔の見える関係の構築を図りました。これは、令和 6 年度新規の取組です。

「基本的施策 10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援」として、宮城県警察では、性犯罪に関し、警察への被害申告を躊躇している被害者が直接医療機関を受診した際に、医師等が証拠資料を採取するための「性犯罪証拠採取キット整備」を継続運用しました。

「基本的施策 11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援」として、宮城県警察では、県民が県外において事案に巻き込まれた場合に早期に対応すべく、通常業務や各種研修会等を通じて、他都道府県警察犯罪被害者支援室との関係構築を図るなど、連携を強化しました。

次に、基本目標 4 は「県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」でございます。

「基本的施策 12 学校における教育の実施」として、仙台市では、法務省人権啓発活動地方委託事業を活用し、DV、デート DV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレット等を作成し、配布しました。実績としては、デートDV防止啓発リーフレットは 42,000 部作成し、市内中学校、高等学校等に配布しました。また、性暴力防止啓発チラシは 12,000 部作成し、市内小学校等に配布しました。

「基本的施策 13 普及啓発」として、県、みやぎ被害者支援センター、宮城県警察では、「犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会」を開催しました。

実績としては、令和 6 年 11 月 20 日、日立システムズホール仙台で開催し、参加者は約 430 名でございました。

また、県では、犯罪被害者等支援のための広報啓発物を作成し、配布しました。これは、令和 6 年度新規の取組です。実績としては、「犯罪被害にあわれた方々に私たちがができること」と題したリーフレット 40,000 部、ポスター 1,000 部を作成し、県内市町村や関係機関、コンビニエンスストア等に配布しました。

「基本的施策 14 調査研究」として、県では、県民意識調査内において、二次的被害や犯罪被害者等支援に関する調査を行いました。これは、令和 6 年度新規の取組です。

県民意識調査は、宮城県に居住する 18 歳以上の方 4,000 人を対象に、令和 6 年 11 月 22 日から令和 6 年 12 月 20 日までの間に行われ、有効回答数は 1,673 件でした。

県民意識調査につきましては、八島委員より事前に御質問を頂いておりましたので、内容について説明させていただきます。追加資料の「令和 6 年県民意識調査」を御覧ください。設問は、二次的被害として特に大きな問題だと思うもの、犯罪被害者等の支援として特に必要性が高いと思うもの、県がどのような取組を進めるとよいと思うかの 3 つがありますので、その調査結果について説明します。

追加資料スライドの 2 枚目を御覧ください。一つ目は、犯罪被害に伴う二次的被害のうち特に大きな問題だと思うものについてです。一番多かった回答は、「事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調」です。これに、「マスコミの取材や報道によるプライバシーの侵害」、「周囲の人々によるうわさ話や興味本位の質問」、そして「第三者によるインターネットへの書き

込み」が続き、「精神・身体の安全」が重視されていると言えます。ただし、回答者の多くは犯罪被害当事者ではないと思いますので、当事者の声を表しているわけではないことに御留意いただければと思います。

裏面、スライドの3枚目を御覧ください。続いては、犯罪被害者等の支援として特に必要性が高いと思うものです。一番多かった回答は、「相談や、支援施策に関する情報提供を行う総合的窓口」です。これに、「失職や転職を余儀なくされた場合の就労の支援」、「弁護士などによる法律相談」、「見舞金や給付金、生活資金の援助・貸し付けなどの経済的支援」が続きます。

最後に、スライドの4枚目を御覧ください。こちらは、犯罪被害者等支援の気運を高めるために県が進めるべき取組です。一番多かった回答は、「学校における児童生徒への教育」です。これに、「テレビやラジオ等の画像・音声媒体を活用した広報」、「ホームページやSNS等のインターネット媒体を活用した広報」、「県民を対象とした講演、研修、シンポジウムの開催」と続きます。教育の重要性については、そのとおりだと考えており、年次報告の基本的施策12「学校における教育の実施」においても記載がありますが、宮城県警察では、「命を大切にする教育」として、学校における講演会や作文コンクールなどの取組を行っています。こうした取組は、子どものうちから命を大切にし、犯罪を行わない、そして犯罪被害について理解を深める大切な取組であると考えております。

以上が、資料1の説明でございます。資料2では、資料1で御紹介した施策のほかにも、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会の各構成機関・団体等が取り組んだ実績を盛り込んでおります。年次報告の説明は以上でございますが、「参考資料3」を御覧ください。こちらは、委員の皆様から事前にいただいていた御意見でございまして、八島委員から5つの御質問をいただいております。こちらにつきましては、先ほど御説明した内容を含め、回答を記載しておりますので、御覧いただければと存じます。

本報告書につきましては、5月23日に開催いたしました連絡協議会において、各構成機関・団体等から承認を頂いており、本審議会で御審議頂いた後、条例に基づき、9月の宮城県議会へ報告する予定でございます。説明は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局の方から説明がございましたが、この説明に関して、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○菅原委員

県民意識調査における二次的被害や犯罪被害者等支援に関する設問に関して、御説明があった中で、「回答者の多くは犯罪被害当事者ではない」ことが前提であるということでしたが、そのような調査をする意味があるのでしょうか。

二次的被害というのは当事者でないと分かり得ないものだと思いますし、一般的に言えば、推定や想像の域を出ない回答になると思います。

犯罪被害者等支援に関する調査にしても、自身が犯罪被害に遭った場合にどのような支援を受けたいかということ想定したもので、かつ、今まで犯罪被害者等支援を行ってきた行政、被害者支援センター、各種団体が今後より良い支援を行うために何をすべきであるかという調査の方が良かったのではないかと思います。

もう一つの質問は、基本的施策12の内容です。リーフレットや啓発チラシというのは広報活

動としては分かりやすい数字ではあるとは思う一方、常にその効果に対する疑問を持っています。

リーフレットやチラシは、それらを本当に必要とする人にしか目に入らないものであって、それらを学校における教育の場において配布するより寧ろ、教育段階において、人と人との関わりはどうあるべきか等、そのような学びの場を重視された方が良いのではないかと思います。

捨てられてしまいがちなリーフレット等を何万部も作成し、配布して得られる効果というのは果たして本当にあるのかということは常に疑問だったので、質問させていただきます。

○事務局

1 点目、県民意識調査につきましては、御指摘いただいた点も十分踏まえる必要があると考えております。県民意識調査につきましては、毎年、県の方で調査項目を庁内から募集して選ばれたものについて、県民にお聞きして御回答いただくような内容になっております。

犯罪被害者等支援については、ちょうど昨年度、知事部局に所管が移ってきたので、そのようなきっかけを踏まえ、県民に今回の設問の内容について伺ってはどうかというところで進めさせていただいたものでございます。今後も、頂いた御意見をしっかり踏まえて対応してまいります。

2 点目、広報の関係でございます。確かにおっしゃるとおり、リーフレット等が捨てられてしまいがちであるということもあろうかと思いますが、広報につきましては、様々な手法で取り組む必要があると考えておまして、費用対効果も十分考慮して取り組んでいく必要があるということは十分認識しております。当課では、インターネットや SNS 等の各種媒体を利用した広報もさせていただいておりますので、今後も様々な手法を講じながら、費用対効果も常に意識しながら取組を進めていきたいと考えております。

○佐々木会長

ありがとうございます。菅原委員はどのような広報の方法がよろしいとお考えでしょうか。

○菅原委員

教育の場でのチラシの配布というのはどのくらいの効果があるのかということを強く感じます。

デート DV についても、高校生ぐらいであればよろしいかもしれませんが、小中学生にはあまり合致しないものになると思いますので、小中学生であれば、人と人との関わりということを学ぶというよりも、生きた体験を通して、「このようなことはしてはいけない。」「このような関わりを持ちたい。」など、児童生徒の心の中に根付くような関わりを啓発できるようなものはないのだろうかと思っています。

○事務局

人と人との関わりについて、そういったところも大事にしながらというのはおっしゃる通りだと思います。具体的に今どういった取組ができるかということについて、答えはないですが、頂いた御意見を踏まえて、今後の施策につなげていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○小山委員

リーフレット等については、見たことがないものもあるので、それらについては何ともコメントの

しょうがないです。つまり、効果がありそうなのか、一方的なのか、様々なご意見はあるかと思えます。

例えば、今、学校現場の性犯罪については、多くのニュースが世間を騒がせておりますが、被害者となり得るような子供たちを中心にそれらのリーフレットが渡されて、果たして効果があるのかどうかという一方、近所では、学校の先生を見たら何かあると思えということであったり、カメラを持った、携帯を持った先生を見たら気をつけろ、などといったことであったりということが巷ではごく普通に会話として成立しております。ですから、教員、教育委員会サイドでどのような教育を行っているのか等、県民が知りたいのはおそらく具体的な細かいことだろうと思えます。

私もコメントしようにも、こういうリーフレットでは少し甘いのではないかとしたことや、例えば、子供たちにだけ気をつけろと言っていて、犯罪者となり得る方への注意喚起をしてないのではないかとコメントも、材料がないのでできません。可能であれば、このようなリーフレットを配っていますというサンプルが手元にあれば良いかと思えます。

○大坂委員

全部ではないですが、昨年作られたリーフレットについては、配布する前に、この場で御相談いただいて、その後、製本されたものを郵送されたと記憶しております。

意見陳述の場があって、意見を出して配っていただいたと認識しております。

このまま、私からも質問をさせていただきます。

県民意識調査について、私は実施したことに意味があると考えておりまして、施策を打つ際に、県民はどのような意識を持っているのかということが少々分かったと思っています。

二次的被害について、例えば、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調が問題だと思っている県民はかなり多く、様々なパンフレット等と結びつけて言えば、そのように思っている県民に刺さるもの、つまり、自分は被害に遭っていないけれども、自分の身近な人が被害に遭った際にどのように関われば良いのかについて、内容を考えると良いと思います。

一番重要なことは「何も言えないからそっとしておきましょう。」ということによくありますが、結果として孤立させてしまうことが一番良くないと思うので、こういったことを施策で考えていくと良いと思います。

それから、相談窓口の必要性が高いという結果が出ているので、各市町村の相談窓口となり得る機関に対し、県民意識調査でこのようなことが出ているので、しっかりアンテナを張って、キャッチできるように指導するというのを県は施策として打つべきではないかと思えます。

教育については、教育委員会の方にこういった傾向というのをお伝えしながら、適切なパンフレットを作成してもらうとともに、対面で、人と人との関わり方などについても踏まえて進めていくことが重要であると思っております。

もちろん、菅原委員がおっしゃっていることはとても大切なことなので、こういったところがはっきり分かるようにしていくことがとても重要だと思っております。

また、違う箇所について、質問をさせていただきます。資料 1 の 2 ページ目、基本的施策 8 について、カウンセリングの助成回数の制限を撤廃するということをしたのですが、これをしたことによって、カウンセリングの件数がどのぐらい増減したかということは分かりますか。

施策を打ったが、効果があったのかどうかというところ、そういうところでデータを示せると、施策を適切に打っているということになると思いますので、そのあたりを整理されたらどうかと思います。

加えて、重要な質問があります。主管課が変わってまだ日が浅いですが、今回、知事部局で年次報告を作成しました。それで、以前、公安委員会が所管していた時と違うことがあるのかどうか。個人的には、さらに重層的に、幅広く支援ができることや、専門的な支援ができるということで歓迎しています。一方で、具体的に今まで県警が積み重ねてこられたもの、それから今も県警がやるのが色々あるのだと思います。そういうことを知事部局の方とどのようにやり取りしながら進めているのか。何故、これを申し上げるのかというと、計画は所管しているが、実際やってもらうのは県警等で、数だけ上がっていますという状況では、重層的なところという点が弱くなってしまうと思うからです。そのあたりについて、どのように評価されているのか。県警の方も今日 2 人来ていると思うので、是非、そのあたりもこの場でお話いただければと思っております。

○菅原委員

私も、カウンセリング助成回数の制限撤廃について、無制限なのかどうかをお聞きたいです。

○事務局

カウンセリング回数については、回数制限が撤廃されただけで、期間は 3 年です。

○佐々木会長

大坂委員から、大変重要な質問が出されましたが、どうでしょうか。この 1 年やってみて、戸惑うこと等、感想程度でも構いませんのでお願いしたいと思います。

○事務局

県民意識調査については、様々な御意見、捉え方があるかと思しますので、そちらについては、今後も留意していきますが、調査を行った以上は、その結果を踏まえて施策に反映できるように引き続き取り組みを進めてまいります。

また、各市町村の窓口でございますが、正直に申し上げますと、市町村ごとに犯罪被害者等支援を扱っているところが、他の業務との兼務となっているところが多く、体制的には十分に整っていない状況もございます。一方で、犯罪被害者等支援の業務も大変重要な業務でございます。先日も、各市町村を集めた会議が行われて、実際の事例を踏まえた対応について学ぶような機会もありました。今後、市町村ごとに担当課をしっかりと示せるような形にして、御相談に対し、専用の窓口でなくとも対応できるように、市町村と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

加えて、教育分野の連携でございますが、こちらは資料 2 の 44、45 頁に、「基本的施策 12 学校における教育の実施」ということで、先ほどは 1 つだけ紹介させていただきましたが、関連する施策として 13 の施策を載せております。この中には、当然、教育分野の取組も入っておりますので、先ほどの県民意識調査の結果も十分共有しながら、施策に活かしていただけるよう、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っております。

所管が県警から移管されて何か変わったことがあるかということにつきましては、実務レベルで申し上げますと、県警では今も被害者等支援に取り組まれている、こちらに丸投げされたということは全くないと考えています。その上で、例えば住宅関係の調整であるとか、見舞金の給付はまさにこちらで行っておりますので、重層さは増したのかなと考えております。一方で、凄く増

したかと言われると、まだまだ走りながらというところはあるので、これから検討していかなければならないと考えております。

○警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

確かに、県警では、今でも被害者等から最も多くの相談を受ける機関として、被害者等支援をさせていただいています。

条例が移管されたことに伴ってというわけではないですが、やはり一つの機関だけで被害者等支援をやっていくことはなかなか難しく、色々な問題やニーズに直面している被害者の方がいらっしゃる。そういった方々に、どのように支援をしていくかとなった際には、関係機関との連携が大事になると思います。

条例の所管が移った同時期ぐらいからですが、県の共同参画社会推進課とは、そういった被害者等がいる時に、一緒に集まって、どういった支援をしていこうかということ等を相談する機会ができるようになり、重層的というか、総合的な支援を一緒にやっていこうという方針になってきておりましたので、支援の幅が広がっていくのではないかと考えておりました。こういった形をこれからも拡大していければと考えております。

○大坂委員

宮城県は、県警の方にこの審議会がありまして、長い間犯罪被害者等支援を積み重ねてきたノウハウ、それから実績があります。県警の方々が積み重ねてきた部分が長期間に渡ってあるので、それを是非なくさないで、さらに進めることができることが大変重要なことだと思いますので、是非そこを念頭において進めていただけるとありがたいと思ってこのような発言をさせていただきました。ありがとうございます。

○佐々木会長

大坂委員、ありがとうございます。是非、肝に銘じて、連携を図りながら、さらに深めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

先ほどの県民意識調査に関して、菅原委員がおっしゃった御意見について、八島委員は、実際に被害に遭われた方の御家族として、特別な思いがございましたら伺いできると今後の参考になると思いますが、いかがでしょうか。

○八島委員

最初に、県民意識調査の対象者が被害の当事者ではないということについては、先ほど大坂委員がおっしゃったように、県民の意識がこうだから、県として、あるいは支援をする側として、こういう風に進めていこうという一つの材料にするのであれば効果はあるのかなと思います。

加えて、被害の当事者としては、そもそも被害の当事者にアンケートを取るのはかなり難しいかなという感じはします。

個人的な考え方からすれば、県民と当事者ではちょっと感覚が違うとも思います。一方で、私の場合は、被害に遭った当時から間もなく20年となりますが、少し意識は変わってきています。

今はやはり教育、広報と言いますか、若い人たちに、「被害を受けた方もそうだけれども、加害者の周りも大変なのだ。」ということを伝えて欲しいと思います。ただ、被害を受けた当時の感覚からするとこの内容は少し違うかなと思います。

○松本委員

今回の年次報告は、具体的な数字を多めに入れていただいています。また、直接的な支援と間接的な支援があつて、直接的な支援の数字の記載がある報告に変わってきていると感じています。

この年次報告は我々も見ますが、県議会への報告で県民の代表の皆さんにも御報告される際の具体性とか迫力が増したと評価しております。

もう一つ、先ほどから話題になっている県民意識調査についてですが、私は教育現場にいたことと、県の教育委員会におりましたことから、事情が少し分かるのでお話しさせていただきます。

県民意識調査というのは、県が調査をすること、それに乗ることができるか、できないかということだと思います。色々な部署があつて、各部署が選りすぐりの質問を出してきて、何年に一度か当たるといことですので、「アンケートをやるなら、当事者に聞いた方がいい。」、「県民一般に聞いた方がいい。」という考えももちろんあります。一方で、県民意識調査の構造からすると、色々な部署がある中で環境生活部、そしてその中で、犯罪被害者等支援が選ばれて県民に聞かれたということは、県として、犯罪被害者等支援に対しての意識がある、高まっているということで、調査項目に入ったということですので、そういった部分を委員の皆さんにも分かった上で評価していただくと良いのかなと思いました。

もう一つ、今の様な背景があるものですから、以前から担当窓口において直接支援をしている方、間接的な支援をしている方、私は教育の部分で関係しておりまして、連絡協議会というものも県警の所管の時も出ておりましたし、今も同じように開かれているのだと思います。

資料の基本的な大枠は昔から同じだとも思っています。その中で、県の方に所管が移ったからには、先ほどからの説明にあるように、総合施策的な強さを是非生かして欲しいと思います。

加えて、先ほどから話題になっている教育場面というところですが、44、45 頁の取り組みを見ると、仙台市の取り組み、県の取り組み、小中学校の取り組み、高校の取り組み、非常に温度差があると思っています。

私自身は大学にいて、警察の方にお越しいただいて、「命の大切さを学ぶ教室」に私も参加させていただきました。大学の学生が見て、やはり、改めて感じるころがあつて身に染みたようです。

一方で、小学生にリーフレット配るのはいかなものかという意見があつて、まさにそういう考え方はあると思いますが、私が担当していた時には、「義務教育でそれをやらないでどうやって責任を取るのですか。」とぎっちり詰められたことがあります。そういった事情で、仙台市が踏み込んで、法務省の予算を使ってリーフレットを作成しているということがあります。ですから、様々な部署が様々な予算を確保して、犯罪被害者等支援につながるような施策を打ってくるという意味で、アンケートも予算がない中でどれを使おうか、リーフレットもどのように予算を確保しながらやろうかというように工夫はしていただきました。

もっと効果があるようにと言えばまさにその通りでして、「これだけやりました。」ではなくて、果たしてどの程度だったのかというのは、リーフレットの配布率や、リーフレットを見る前と見た後で気持ちは変わりましたということや、何パーセントの児童生徒がそれによって影響を受けたというような数字があると良いと思います。

また、今の教育現場は弱っているというか、信頼を損なってしまう状態の立て直しから

入らなければならないと思います。全国で起こっているような事件は県内では起きていないようですが、ないわけではないと思いますので、その立て直しから図らなければならないようなところをどのように説明するのかというのが今の状況かと思います。

要するに、親御さんとして、子供たちが学校に通うことが一番危険なのではないかと思うような空気になってしまっていると思うので、そこは改善しなければならない部分はあると思います。

犯罪被害者等支援というのは、人と人との関わりがベース、心がベースというのは分かりながら、直接体験したことがない部分をどうやってイメージさせていくかという面、ちょっとしたところから入っていくという面もあります。

様々な場所が様々な予算を確保しながら施策を実施している中で、やるならもっと効果的なものとして我々も意見を言っていくという関係だと思っています。

○佐々木会長

ありがとうございます。実は最後に言おうと思ったのですが、先ほど、年次報告の説明をして頂いた際に、「これは昨年度の新規の事業です。」と一つ一つ強調して言って頂くことが多かったという印象を受けています。それはやはり、所管が県庁に移って、重層的に、あるいは総合的な施策ができるようになった一つの結果だと捉えても良いと思いました。

様々な形で、様々な分野、部門の人と繋がりを持ちながらやれるようになって、施策が増えたと解釈しても良いと思っております。

様々な御苦労はあるかと思いますが、様々な御意見を聞きながら、益々良いものができるように進めていただきたいと思います。

○翠川委員

毎回、この審議会でも問題になる連携という点についてお話します。確かに重層的な施策がなされているというのはとても良いことだと思います。一方で、今回の県民意識調査でも出ていますが、結局どこに相談すれば良いのかということがやはり問題だと思います。今回、見舞金については、県からも給付され、市町村との併給も可能というお話がありました。それはどちらかの窓口に行けば当然併給されるのだと思いますが、どこに相談すれば全部まとめてやってもらえるのかということがやはりニーズだと思います。

私も被害者等支援をやっていて、県警被害者支援室やみやぎ被害者センターなどと連携をしながら支援にあたっている際、様々な要望等が出てきますが、例えば、引っ越したい、仕事を失ったので当面のお金をどうすれば良いのかといった相談があった際に、支援センターが間に入っている時には、支援センターの方に聞いてもらえれば繋いでもらいますよというような形でお話ししています。このように、間に入る人が全部分かっていれば、様々なコーディネートしてくれるのですが、そういう機会がないとか、あるいはどこに相談行こうかと思って、違うところに相談してしまった。そういった際に、結局どこにも繋がらないということが起こってしまうのは一番いけないと思っています。どこかに相談すれば必ず全部見渡してやってくれるという窓口があると良いいつも思っています。

パンフレット等を配布する際も、とりあえず困ったらここに電話してくださいという形になれば良いと思います。例えば、性犯罪であれば、「けやきホットライン」が大分浸透してきましたが、ここにかかければとりあえずは助けてもらえるということが分かってきていると思います。

何らかの形で、全部分かっている、そういう窓口をどこかに作っていただいて、そこにつながる

ような形になれば、様々な施策が全部繋がって良いと思います。

○事務局

先ほどの松本委員のお話にもありました連携という点では、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会というものがございまして、資料 2 の 60 ページに構成機関を掲載しております。

こちらは、知事部局に所管が移ってきてから、11 機関増やし、現在 69 機関で構成しており、様々な情報共有をしております。先ほど、部長の挨拶で、男性・男児の性被害に関する講演を行った旨お話ししましたが、こういった協議会の場で講演等の聴講を行いながら、様々な情報共有をしているところでございます。

合わせて、翠川委員からお話を頂いた、分かりやすい窓口についても、当然、問題意識を持っておりまして、今、警察庁の方でワンストップサービスとの体制構築について、各都道府県に進めるように働きかけをしているところでございます。次期計画の議論というのはこれからになりますが、そういったものにも意識として盛り込むかどうかについても次回以降の審議会で相談をさせていただきながら進めたいと思っております。

確かにどこに相談していいか分からないということであれば、犯罪被害に遭われた方は相当余裕がないと思いますので、ここに相談すればある程度の相談内容に応じられるような体制作りというところも今後必要になってくるかと思っておりますので、頂いた御意見を踏まえた計画作り、体制整備を進めていきたいと思っております。

○堀毛委員

感想レベルのことですが、2 点あります。

1 点は先ほどチラシの話が出てきました。確かに、チラシ等は私も作って配布する立場も経験しましたが、結局はだんだんなくなっていく、捨てられるということが多いというのは事実ではあります。一方で、チラシ等があったおかげで、何かの時に、記載された場所に連絡したというケースも実際にはあります。このようなことに関して、数字で効果の評価をすることは難しいと思えますし、チラシを受け取った人全員に、支援が行き届いたかどうかを確認するわけにもいきません。

難しいとは思いますが、吟味した内容を然るべきところに配布するという形で、せっかく作ったものについて、なるべく無駄にならないように様々な工夫をしていただければいいかなと思いますし、必要なところに届くようにしていただければと思います。

それから、教育に関して、44、45 頁では、様々な視点から、人権教育もあれば命を大切する教育等、様々なところで行われているということも確かに拝見しております。

特に性犯罪被害、DV 等については、私も大学の講義等でそのような話もしたことがあります。結局は人権と言いますか、広い意味で先ほど人との関わり方に関する学びということを菅原委員が御発言されましたが、そういった広い視点の問題だと思います。

今、ちょうど、朝日新聞の連載で性教育の問題が出ておりますが、狭い意味での性教育ではなく、人間と人間がお互いに尊重するというようなことで、人権教育も命を大切する教育も全て同じ中に包含されると思います。

文部科学省の方針など様々なあると思いますが、広い意味での人間を互いに尊重する教育というのがもっと小さい頃から盛んに行われるようになってくること、義務教育のレベルからきちんと行われることがやはり必要になるのだと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。これ以上、御意見がないようでしたら、本年次報告はこのとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

では、本年次報告はこのとおりで、取りまとめ、御報告をお願いします。

さて、その他ということですが、事務局から、次期計画の策定スケジュールについて御説明いただくということですので、お願いいたします。

○事務局

それでは、「宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)の策定スケジュール」について、説明申し上げます。

本審議会の冒頭におきまして、部長から申し上げたとおり、審議会は、本年度中に今回を含め3回の開催を予定しております。次回以降の審議会では、令和8年度を始期とする第2期犯罪被害者等支援計画について御審議いただく予定としております。

昨年度、委員の皆様には、令和7年度を単年度とする第1期計画について御審議頂き、新たな計画が始動したところでございます。そのため、現計画から内容を大きく変更する予定はございませんが、国でも次期計画の策定に係る検討が進められておりますので、その動向も踏まえながら、委員の皆様には計画案を提示したいと考えております。

策定までのスケジュールにつきましては、資料3を御覧ください。

委員の皆様には、8月中旬に第2期計画中間案の送付をさせていただきますので、御確認をお願いしたく存じます。その後、頂いた御意見等を踏まえ、9月に行われる県議会環境福祉委員会において、議員の方々に中間案の報告を行います。

10月中旬には、第2回犯罪被害者等支援審議会において、委員の皆様には中間案を御審議頂いた後、翌日17日から1か月間、パブリックコメントを実施する予定としております。

来年、1月29日には、第3回犯罪被害者等支援審議会において、委員の皆様には最終案をお示ししたいと考えております。説明は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。その他、何か委員の皆様からございますか。

(委員からの発言等なし)

ないようであれば、議事の進行を事務局の方にお任せしたいと思います。ありがとうございました。

○司会

佐々木会長、御進行ありがとうございました。次回の審議会でございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、10月16日(木)を予定しております。日程が近づきましたら、また改めて御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。以上で本日の犯罪被害者等支援審議会

を終了いたします。ありがとうございました。